

令和 8 年度 障害者差別解消に関する周知啓発計画について

1 事業者や市民を対象とした啓発

(1) パンフレット等の作成・配布

① 障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット

平成 28 年度に作成した「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を増刷（13000 部）し、関係機関や各種啓発イベント等で配布することで、障害者差別解消に関する周知啓発を行う予定です。

パンフレットは昨年度増刷した際に、当事者にも向けた内容になるように改訂しました。

＜変更点＞

- ・タイトルに「されてない？」という表現を追加
- ・全体にルビを付記
- ・「Uni-Voice」の読み取り用音声コードを導入

また、パンフレットの周知に関しては、合理的配慮提供促進事業の補助金の周知や、障害当事者を講師とする障害者等講師派遣事業の周知と併せて、他局で関連のある企業や商工会議所加盟企業、商店街加入店舗など、新しい配布先を検討しております。本市 SNS を活用したパンフレットの周知も併せて行う予定です。



② ノーマライゼーション条例リーフレット

ノーマライゼーション条例リーフレット（A3判）を 4 月下旬に市立小学校 6 年生配布しました（11550 部）。リーフレットには、今年度より、①のパンフレット同様「Uni-Voice」の読み取り用音声コードを導入しました。

また、配布にあたっては、生徒向けのワークシートと授業での活用を想定した先生向けの説明文を添付しました。このワークシートと説明文は、各学校からもアクセス可能な共有フォルダにも掲載しました。

ワークシートには、昨年度と同様に、合理的配慮の例やヘルプマークの紹介、ノーマライゼーションの啓発アニメーション動画視聴用の QR コードを掲載しています。



(2) 合理的配慮提供促進事業

ノーマライゼーション条例に基づき、事業者が合理的配慮の提供を容易に行うことができるようにすることを目的に、事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業を令和元年度から実施しています。令和7年度までに、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の購入費用として、合計39件の申請・支給がありました。

令和7年度より、補助金の申請にあたっては、合理的配慮の提供に関して正確に理解を深めていただくため、市の出前講座「ノーマライゼーションって何？」を受講していただくことを申請要件に加えました。令和7年度の補助金申請件数は0件となりましたが、出前講座の派遣や、合理的配慮の提供に関する相談については、特に理美容関係の事業者から申請、問合せをいただき、出前講座や個別訪問による障害政策課職員からの説明を行うなど、合理的配慮を知っていただくきっかけとなりました。

今年度も引き続き、出前講座の実施や個別説明など、合理的配慮について理解を深めていただく機会を設けることを申請要件とし、事業者への周知啓発を進めるとともに、合理的配慮の提供がより一層促進されるよう取り組んでまいります。

年度	件数	補助合計額
令和元年度	1 件	34,000 円
令和2年度	11 件	132,000 円
令和3年度	7 件	187,000 円
令和4年度	7 件	135,000 円
令和5年度	6 件	67,000 円
令和6年度	7 件	136,000 円
令和7年度	0 件	0 円
合計	39 件	691,000 円

(3) 障害者等講師派遣事業

令和7年6月に「さいたま市障害者等講師派遣事業実施要綱」を施行。障害者に対する理解を深めることを目的として、障害当事者を講師として市民等の集会・会合等への派遣を実施します。

令和7年度実績・・・9件

(4) イベントにおける周知

① R B大宮アルディージャ手話応援

ノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒にR B大宮アルディージャを手話で応援するR B大宮アルディージャ手話応援において、啓発活動を実施する予定です。

日 程	令和8年10月頃実施予定
会 場	NACK5スタジアム大宮
内 容	「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」及び啓発グッズを配布予定。試合前の市長挨拶においても、ノーマライゼーション条例の周知を実施予定。

② 障害者週間「市民のつどい」

障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に開催している、障害者週間「市民のつどい」において、啓発活動を実施予定です。

日 程	令和8年12月5日（土）
会 場	プラザノース（市民広場を含む）、きたまちしましま公園を予定 ※天候によっては、規模縮小の可能性あり。
内 容	著名な障害当事者、支援者等を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、障害者施設によるステージ発表、スポーツ体験等を通じた周知を実施予定。

③ さいたま市ノーマライゼーションカップ

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）とその理念を市民に周知啓発するために平成24年度から実施しているイベントです。

日 程	令和9年2月20日（土）
会 場	サイデン化学アリーナさいたま（記念総合体育館）を予定
内 容	ブラインドサッカーの試合を行うほか、障害者差別解消の啓発ブースにおける周知活動、ブラインドサッカー等の体験イベント等を実施予定。

（５）研修等の実施

○障害福祉サービス事業所を対象とした研修の実施①

市内障害福祉サービス事業所を対象とした、集団指導に合わせ、障害者差別に関する研修を実施。障害者差別解消法について説明するとともに、厚労省の福祉事業者向けガイドラインを引用し、事業者に求められる合理的配慮等について説明する資料をホームページへ掲載します。

実施方法	ホームページへの掲載
受講者	市内障害福祉サービス事業所
内 容	障害者差別解消法について

○障害福祉サービス事業所を対象とした研修の実施②

さいたま市内の障害福祉サービス事業所職員に対する講義やグループワークを通じて、障害者差別解消、障害者虐待防止及び権利擁護に関する知識の習得を図ることを目的に、研修を実施します。

実施方法	講義・グループワーク形式
受講者	市内障害福祉サービス事業所等の施設長、管理者、虐待防止等のための責任者
内 容	障害者差別解消、障害者虐待等についてのスポット講義 テーマごとのロールプレイ

２ 市職員を対象とした啓発

（１）「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施

さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施予定。また、ユニバーサルデザインを所管する部局と連携し、車椅子や白杖の体験等を行う体験型の研修を実施予定です。

日 程	令和８年１１月頃実施予定（講義型）
受講者	さいたま市役所全庁の職員を対象（各課所室等から１名以上）
内 容	①障害者差別解消法について ②盲ろう者の実体験、実生活について（予定）

（２）「ノーマライゼーション推進市職員研修」の実施

市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に示すことを目的として研修を実施する予定です。

日 程	令和８年１１月１３日（金）
受講者	市長、副市長、各局長等幹部職員
内 容	障害平等研修の実施 障害当事者のファシリテーターによるグループワーク ＮＰＯ法人障害平等フォーラム（ＤＥＴ）へ講師依頼